

議案第 15 号

橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年橋本市条例第202号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前
附 則	附 則	附 則
<p>1 略 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第12条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合を以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年ににおける特例基準割合に年7.2パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>1 略 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第12条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4ペーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1ペーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>	<p>1 略 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第12条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4ペーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1ペーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
(施行期日)
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものは、なお従前の例による。